

景観法に基づく届出のご案内

～美しく風格のある奈良の創造～

『この制度は、平成21年11月1日から運用しています。』

届出制度の概要

・景観に影響を与えるおそれのある一定規模を超える建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地形質の変更及び物件の堆積行為については、景観法に基づく届出が必要となります。

行為にあたっては、良好な景観形成を図るため、奈良県景観計画に定める景観形成の基準に配慮していただく必要があります。

届出対象区域

・奈良県全域（ただし、景観行政団体である奈良市・橿原市・生駒市・斑鳩町・明日香村を除きます。）
・重点景観形成区域（第1種特定区域・第2種特定区域・広域幹線沿道区域）とそれ以外の一般区域に分かれており、届出対象規模及び規制内容が異なります。

届出が必要な行為と規模

・下記表に定める行為と規模が届出対象となります。

景観計画区域区分 届出対象行為		一般区域	重点景観形成区域	
			広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域
(1) 建築物の建築等	新築又は移転	建築面積 1,000 m ² 超 又は高さ 13m 超	建築面積 500 m ² 超 又は高さ 10m 超	建築面積 100 m ² 超 又は高さ 10m 超 (戸建専用住宅を除く)
	増築又は改築	増築又は改築に係る建築面積 10 m ² 超 (※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。)		
	外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積 10 m ² 超 (※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。)		
(2) 工作物の建設等	新設又は移転	対象工作物ごとに「別表」のとおり		
	増築又は改築	増築又は改築に係る築造面積 10 m ² 超 (※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。)		
	外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積 10 m ² 超 (※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。)		
(3) 開発行為	(4) 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	行為地の土地面積 3,000 m ² 超又はよう壁・のり面の高さ5 m 超かつ長さ 10 m 超	行為地の土地面積 1,000 m ² 超 又はよう壁・のり面の高さが2 m 超かつ長さ 10 m	
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為地の土地面積 3,000 m ² 超又は堆積の高さ3 m 超	行為地の土地面積 1,000 m ² 超 又は堆積の高さ2 m 超	

1. 広域幹線沿道区域：県内の交通網を形成する広域幹線道路15路線の沿道区域
2. 第1種特定区域：「法隆寺地域沿道区域」「山の辺地域沿道区域」
3. 第2種特定区域：「郡山インターチェンジ」「法隆寺インターチェンジ」「香芝インターチェンジ」の各周辺沿道区域
4. 風致地区、自然公園等の区域内で許可等を受けた場合は、届出の対象となりません。
5. 建築物の高さは、塔屋等を含む見かけ高さとなります。

景観計画区域区分 域区分届出対象行為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域 第2種特定区域	第1種特定区域
(1)鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ 15 m超		高さ 10 m超
(2)煙突その他これらに類するもの	高さ 13 m超	高さ 10 m超	
(3)装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く）			
(4)高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの			
(5)ウォーターシュート、コースター、リフト、観覧車その他これらに類する遊戯施設	築造面積 1,000 m ² 超 又は 高さ 13 m超	築造面積 500 m ² 超 又は 高さ 10 m超	
(6)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの			
(7)自動車車庫の用途に供するもの			
(8)汚物処理場、ゴミ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5 m超かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13 m超（※上記(1)の工作物は 15 m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5 m超かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10 m超 （※上記(1)の工作物で広域幹線沿道区域・第2種特定区域の場合は 15 m）	
(9)上記に(1)～(8)掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの			
(10)自動販売機	届出不要		高さ 1.5 m超

規制の概要

・届出対象物の、配置、規模、高さ、形態、意匠（色彩、素材）及び緑化について景観に配慮していただく必要があります。

【規制内容の一例】

- ・建築物などの外観の色彩は、地域ごとの特性に対応するため、5つの地域区分（自然系地域・住居系地域・工業系地域・商業系地域・第1種特定区域）でマンセル表色系で数値規制します。
- ・原則として、建築物などは道路の境界線から1 m以上後退した配置とすることが必要です。
- ・行為地内の緑化面積は、樹木等により行為地面積の3%以上の緑化が必要です。
- ・建築物などの外観に設置する光源等の装飾は、各立面の1/5以下とすることが必要です。
- ・外部に設ける建築設備は、原則として露出させないことが必要です。

届出先・問い合わせ先

〒 630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県 風致景観課 景観保全審査係
TEL : 0742-27-8756 (直通) FAX : 0742-22-8276
E-mail : fuchi@office.pref.nara.lg.jp

届出は、行為着手の30日前までにお願いします。

『※「奈良県景観計画」、「届出様式」、「届出の手引き」、「届出の Q&A」などは、奈良県風致景観課のホームページに掲載しています。』

奈良県風致景観課 